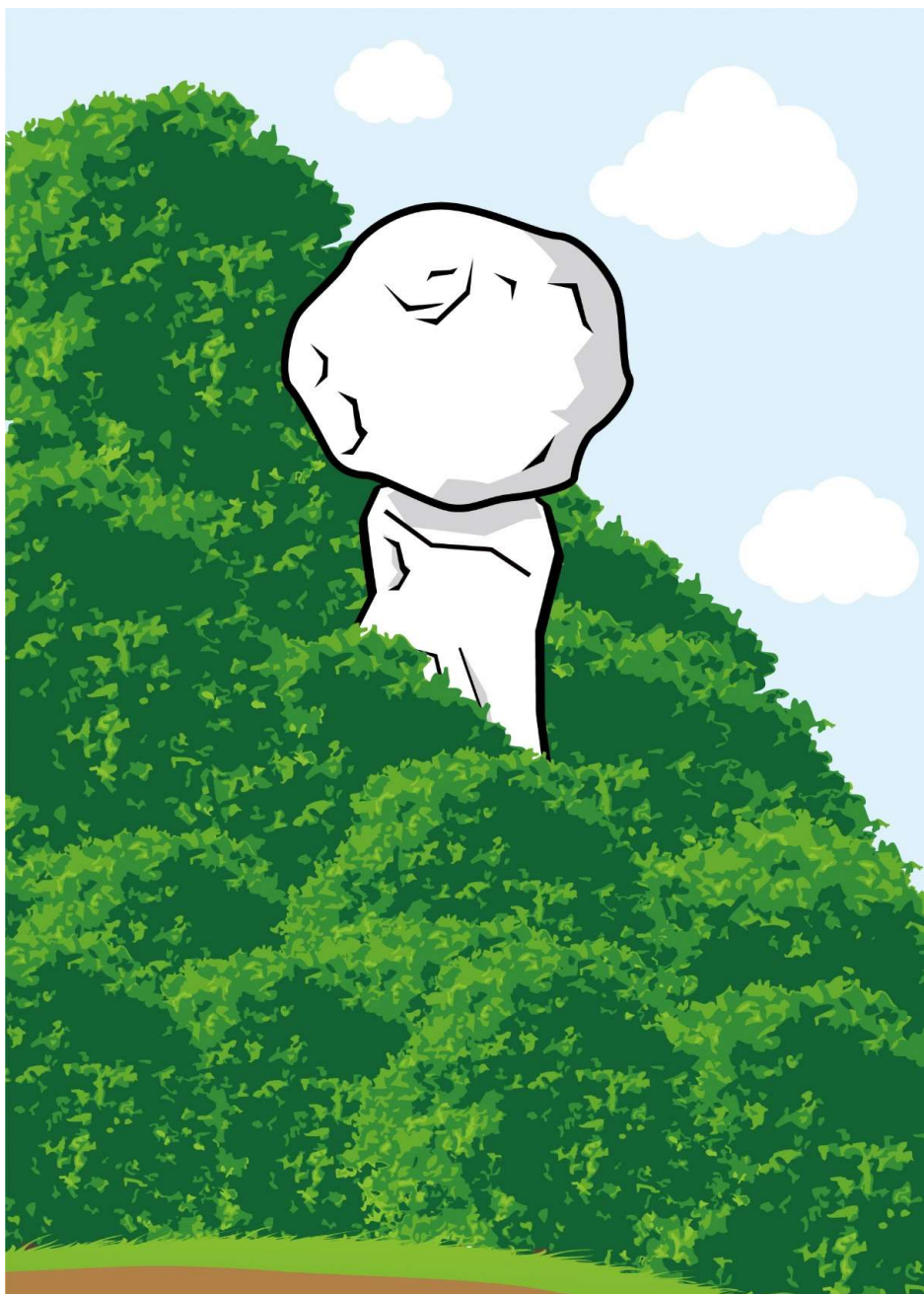


**令和8年度
体育館・グラウンド使用の手引き
(一般・少年団体共通)**



時津町教育委員会

【目次】

1. 施設を使用するには？	P.1
2. 競技別 使用可能な施設一覧	P.1
3. 開放時間・使用料金	P.2
4. 団体の登録	P.3
5. 使用申請	P.4
6. 施設使用の当日流れ	P.5
7. 施設使用上の留意点	P.6
8. 各施設の使用上の留意点	P.7
9. 令和8年度 行事予定表	P.8
10. スポーツ安全保険の加入について	P.8
11. ジュニアスポーツセミナー	P.8
12. 五つのしおり	P.8

■社会教育関係団体とは

学習・文化・スポーツなどの社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体で、教育委員会に申請し登録された団体です。

(1)社会教育に関する事業とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。（学習活動、スポーツ、レクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動）。

(2)自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ等の活動を行おうとする人たちが、自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、予算、会費等を会員同士で話し合い、活動を進めていくことです。

～このような団体は、社会教育関係団体ではありません～

- 塾や各種教室のように講師が中心になり、月謝をとり活動している団体
- 会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

1. 施設を使用するには？

- ① 原則、使用日の1週間前までに申請・許可を受けた団体が施設を使用することができます。
- ② 団体登録が必要な施設があります。(学校体育施設及び南公園・海と緑の運動公園ナイター設備)
- ③ 団体登録を行った上で、定期使用を認められた団体は、優先的に施設を使用することができます。

2. 競技別 使用可能な施設一覧

【体育館】

	バドミントン	バスケット (大人)	ミニ バスケ	バレー	卓球	剣道	空手	駐車場
海洋センター	4コート	1コート	/	2コート	使用可	使用可	使用可	24台
時津小	3コート	1コート	2コート	2コート	/			24台
北小	4コート	/	2コート	2コート	/			60台
東小	3コート	1コート	2コート	2コート	使用可			42台
鳴鼓小	3コート	/	2コート	2コート	/			16台
時津中	8コート	2コート	/	2コート	/			21台
鳴北中	6コート	2コート	/	2コート	/			32台
コスモス会館武道場	/	/	/	/	使用可			35台

【グラウンド】

	グラウンド				ナイター			駐車場
	ソフト ボール	軟式野球	サッカー	グラウンド ゴルフ	ソフト ボール	軟式野球	サッカー	
海と緑	3コート	3コート	2コート	使用可	2コート	2コート	/	330台
南公園	2コート	2コート	1コート		2コート	2コート	1コート	65台
時津小	1コート	/	/		/	/	/	24台
北小	1コート	/	/		1コート	/	/	60台
東小	1コート	/	/		1コート	/	/	42台
鳴鼓小	1コート	/	/		1コート	/	/	16台
時津中	1コート	/	1コート		1コート	/	1コート	21台
鳴北中	1コート	1コート	1コート		1コート	1コート	1コート	32台

- ① 海洋センター駐車場は、海と緑の運動公園駐車場と共用となっています。
- ② 鳴北中学校及び南公園を軟式野球で使用する場合は、ボールがグラウンドの外に出るようなフリーバッティング等のご遠慮ください。(試合は不可)
- ③ 海と緑の運動公園のBコートは、軟式野球、ソフトボール、その他ボールが場外へ飛び出すおそれのある競技へは貸出しません。
※少年ソフト、少年軟式野球、スローピッチソフト、シニアソフトについては、条件を付して貸出します。
 条件の内容につきましては、社会教育課及び海洋センターへお尋ねください。
- ④ サッカーゴールを使用する場合、必ず金具等で固定してください。

3. 開放時間・使用料金

- ① 毎月1日（1日が土日祝日の場合は、その直後の平日）は、鍵の貸出施設が休館日のため、体育館、グラウンド（少年団体の学校グラウンド使用を除く）及びナイターの使用はできません。
- ② 12/29～1/3及び行事等時は使用できません。（少年団体は「家庭の日（第3日曜日）」も使用不可）
- ③ 使用料は1時間あたりの金額です。（30分単位の使用も1時間分の使用料をいただきます。）
- ④ 町内少年スポーツ団体は、使用料を免除します。
- ⑤ 平日の学校体育施設等の使用時間は、以下のとおりです。
少年団体：17:00から18:30まで（中学生のみの団体は19:30まで）
※年間利用申込書の提出をもって16:30からの使用を認める
一般団体：19:00から21:30まで（小・中学生は20:30までに活動を終え、速やかに帰宅すること。）
- ⑥ 休日の学校体育施設等の使用時間は、以下のとおりです。
少年団体：9:00から18:30まで（中学生のみの団体は19:30まで）
一般団体：9:00から21:30まで（小・中学生は20:30までに活動を終え、速やかに帰宅すること。）

【体育館】

施設名	使用日	開放時間	使用料(税込み)			鍵の貸出施設	
			町内	全面	440円 220円	海洋センター	882-9598
海洋センターアリーナ	毎日	9:00～22:00	町外	全面	660円 330円		
海洋センタートレーニングルーム			町内	全面	110円		
鳴鼓小	平日	17:00～21:30	町内	全面	220円	時津公民館	882-2975
東小	土日祝	9:00～21:30				全面	440円
時津小			毎日	19:00～21:30	町内	全面	220円
北小	海洋センター	882-9598					
時津中	毎日	19:00～21:30	町内	全面	220円	コスモス会館	882-9955
鳴北中						海洋センター	882-9598
コスモス会館 武道場	毎日	9:00～22:00	定期	1面	110円	コスモス会館	882-9955
			一般		550円		

【グラウンド】

施設名	使用日	開放時間	使用料(税込み)			鍵の貸出施設	
			町内	全面	無料	海洋センター	882-9598
海と緑の運動公園	毎日	9:00～19:00	町外	1面	550円		
南公園			町内	全面	無料		
北小	平日	—	町外	全面	1,100円 550円	時津公民館	882-2975
鳴鼓小							
東小	毎日	19:00～21:30	町内	全面	1,650円	海洋センター	882-9598
時津小						毎日	19:00～21:30
時津中	毎日	19:00～21:30	町内	全面	1,650円		
鳴北中						毎日	19:00～21:30
	毎日	19:00～21:30	町内	全面	1,650円		
						毎日	19:00～21:30

【ナイター】

施設名	使用日	開放時間	使用料(税込み)			鍵の貸出施設	
			町内	1面	1,650円	海洋センター	882-9598
海と緑の運動公園	毎日	19:00～21:30	町外	全面	3,300円		
南公園			町内	全面	1,650円		
北小	毎日	19:00～21:30	町外	全面	1,650円	海洋センター	882-9598
鳴鼓小						毎日	19:00～21:30
東小	毎日	19:00～21:30	町内	全面	1,650円		
時津中						毎日	19:00～21:30
鳴北中	毎日	19:00～21:30	町内	全面	1,650円		

※町内少年スポーツ団体は、18:30までの使用ですが、日没の関係上、平日のみ次のとおりナイター使用を許可します。【10月・2月は18:00～18:30、11月・12月・1月は17:30～18:30】

4. 団体の登録

(1) 登録要件

以下の3つの要件を全て満たしている団体が団体登録（町内団体扱い）を行うことができます。

① 下記の**いずれかに**該当している団体であること。

- A. 町内在住者が**7割以上**で、団体（チーム）をつくり、責任者を有している団体。
- B. 町内事業所として団体（チーム）をつくり、責任者を有している団体。
- C. 時津町スポーツ協会に加入している団体。

② 4名以上かつ登録種目の競技人数を満たしていること。

③ スポーツ保険に加入していること。

※スポーツ安全協会傷害保険（8ページ参照）、またはそれと同等以上のものとします。

なお、複数の団体で会員の多くが重複している場合には、同一団体とみなし登録できません。

(2) 団体登録方法

定期使用団体として使用する場合には、「施設使用団体登録用紙」に、会員の住所・氏名等必要事項を記入して提出してください。学校体育施設を使用する一般施設使用団体は施設予約システムによる団体登録及び施設使用団体登録用紙の提出が必須となります。

(3) 定期使用

定期使用の登録及び解除については以下のとおりです。

① **令和8年1月23日まで**に社会教育課に施設使用団体登録用紙を提出し定期使用を希望する旨を申し出てください。**（年度途中からの定期使用はできません。）**

ただし、希望箇所が既に定期使用されている場合は、従前からの団体が優先されます。

※団体登録用紙に記載された方のみ施設の定期使用ができます。

② 定期使用を認められた団体は、優先受付期間が設けられ、施設の定期使用が可能になります。

③ 定期使用団体の年間使用実績が定期使用回数の半分に満たない場合には、翌年度の定期使用を解除します。

5. 使用申請

(1) 使用時間・回数について

【一般団体】

施設名	使用時間	使用回数	使用申請の受付場所
学校体育館	2時間	週2回まで	社会教育課
学校グラウンド	3時間	回数制限なし (ナターのみ週1回)	
南公園			3時間
海と緑の運動公園	3時間	週2回まで	
海洋センター	3時間	週2回まで	海洋センター
コスモス会館武道場	3時間	週2回まで	コスモス会館

※海洋センターおよびコスモス会館武道場は定期使用以外の使用については回数制限はありません。
 ※練習試合を月に2回まで行うことができます。

【少年団体】

施設名	使用時間	使用回数	使用申請の受付場所
学校体育館	平日2時間 休日3時間 (春夏冬休み期間も同様) ※18:30以降の使用不可 中学生のみ19:30まで使用可	週3回	社会教育課
学校グラウンド			海洋センター
南公園			
海と緑の運動公園			海洋センター
海洋センター			
コスモス会館武道場	コスモス会館		

※子どもの健全育成のため、使用回数は週3回までです。
 ※週3回の練習とは別に、練習試合を月に2回まで行うことができます。
 ※毎月第3日曜日の「家庭の日」は、練習及び試合等はできません。
 ※定期使用している施設が、学校行事等で使用できない場合には、他の施設を空きのある場合に限り、使用することができます。

(2) 申請方法

施設予約システムにて申請を行い、7日以内に使用料を納めてください。

① 予約スケジュール

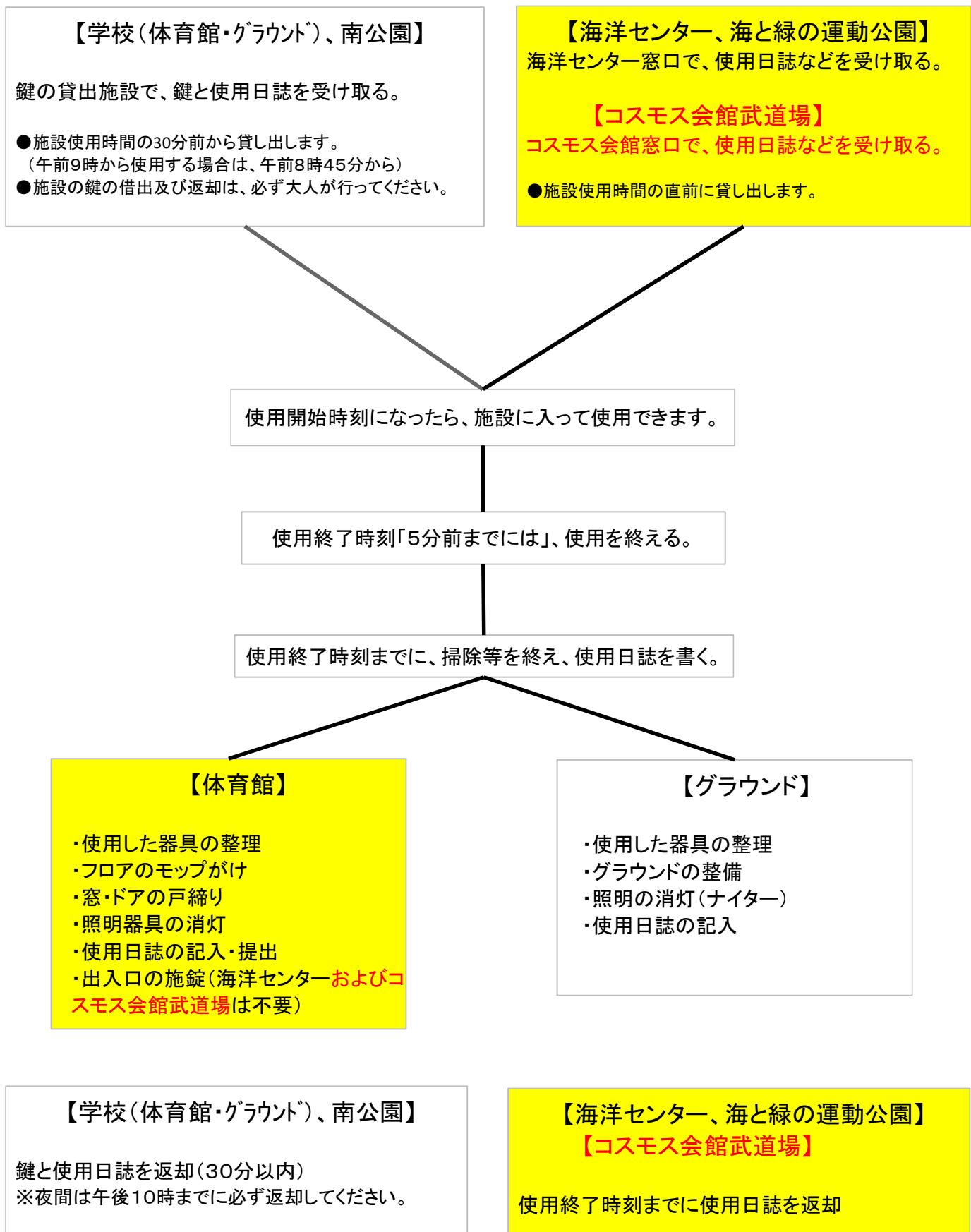
優先受付期間 (定期使用団体)	使用日の2か月前1～7日までに定期使用分を画面表示(社会教育課入力)、8(8日より前の場合有)～14日までに定期使用確認・支払
抽選申込受付期間	使用日の2か月前21日～末日まで
抽選申込の結果公開 一般開放開始	使用日の前月1日の9時～

② 団体において、大会等を行う場合は、使用日の2週間前までに大会要項等を提出してください。
 ※町外団体が大会、練習試合等を行う場合も大会要項等の提出が必要となります。

(3) 使用の取り直し

- ① 自己都合によりキャンセルした使用料は還付しません。
 (災害、その他使用者の責任によらない理由で使用できず、連絡を事前に行った場合は還付します。)
- ② 使用しない場合は、使用しないことが分かった時点ですみやかに社会教育課(平日17時30分まで)、海洋センター、または鍵の貸出施設(土日祝日及び平日17時30分以降)に必ず連絡してください。
- ③ 雨天等によるグラウンドコンディション不良により使用ができない時は、事前もしくは来場後すぐに連絡してください。(事後もしくは後日の連絡については還付しません。)

6. 施設使用の当日の流れ



7. 施設使用上の留意点

(1) 体育館使用上の注意

- ① 体育館では、体育館用シューズを使用してください。
- ② 不必要な用具・備品には触らないでください。また、不必要な場所には立ち入らないでください。
- ③ 子どもたちをステージ・倉庫・ギャラリーで遊ばせないようにしてください。
- ④ 用具を使用した後は、元の位置に戻し、出入口の邪魔にならないようにしてください。

⑤ 学校、海洋センターおよびコスモス会館敷地内(駐車場を含む)は禁煙です。

⑥ **「来たときよりも美しく」を心がけて掃除を行い、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。**

※昨年、複数回学校からゴミの放置について指摘されています。ゴミ等は必ず持ち帰ってください。

- ⑦ 各クラブの備品はクラブで管理し、体育館に置いて帰らないでください。
- ⑧ 電灯の消し忘れ・水道の止め忘れがないようにしてください。
- ⑨ 戸締まりを徹底してください。玄関のカギは取り扱いに注意し、乱暴に開閉しないでください。
- ⑩ 学校体育施設の出入口門扉は、帰るときに必ず閉めてください。

⑪ 施設や備品を破損した場合には、直ちに社会教育課（海洋センターおよびコスモス会館はそれぞれの施設）に連絡するとともに、カギの返却施設にも報告してください。

⑫ スポットクーラーは使用可能場所、使用方法を確認の上、適切に使用してください。

※スポットクーラーに貼ってある使用可能場所、使用方法等をよくご確認ください。

(2) 運動場・ナイター使用上の注意点

- ① グラウンド内に車を乗り入れないでください。
- ② 雨天等で運動場が軟弱な場合は使用しないでください。学校、次団体に支障をきたします。
- ③ 小学校は、金具つき及びゴムスパイクは使用禁止です。
中学校は、金具つきスパイクは使用禁止です。
- ④ 施設備品を無断で移動したり、使用しないでください。
- ⑤ 学校、海洋センターは敷地内（駐車場を含む）禁煙です。
- ⑥ 使用後はグラウンド整備を確実に行ってください。

⑦ **「来たときよりも美しく」を心がけて掃除を行い、ごみ等は必ず持ち帰ってください。**

⑧ サッカーゴールや移動式バックネット等を使用する場合、転倒しないように金具等で固定するなど、安全面に最大限の配慮をしてください。

⑨ 許可なくグラウンドにポイントマークを打たないでください。

(3) 駐車場の利用について

- ① 車は所定の場所に駐車してください。（時津中テニスコート前は駐車禁止）
- ② 車を離れる時は、盗難防止のため必ずドアロックをしてください。
- ③ 夜間は、クラクション・エンジン音等、近隣住民の迷惑にならないよう特に気をつけてください。
- ④ 時津東小学校を利用する場合、必ずフェンスに向かって頭から駐車してください。
- ⑤ 駐車場でのご事故等については、一切の責任を負いませんのでご注意ください。

(4) その他

- ① 登録団体で団体の代表者、メンバー等に変更があった時には、速やかに提出窓口へ届け出てください。
- ② 利用規定及び使用上の留意点を守っていただけない場合は、使用をお断りします。
- ③ 施設を破損した場合は、速やかに海洋センターおよびコスモス会館に、それ以外の施設は社会教育課へ連絡し、早急に修理してください。スポーツ安全保険等が適用できる場合もあります。
- ④ 練習試合等を行う時は、他チームにも施設を正しく使用するよう呼びかけてください。
- ⑤ 施設使用中のご事故等については、加入している保険会社にお問い合わせください。
(スポーツ安全協会保険については8ページを参照してください。)

8. 各施設の使用上の留意点

共：共通、体：体育館、運：運動場

海洋センター 武道場 コスモス会館	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内(駐車場を含む)は禁煙です。 ○ 原則、施設内は飲食禁止だがロビーでの補食(栄養補助食品)は認める。 ○ 貴重品等は必ずコインロッカーに保管し、カギをかける。 ○ ごみは必ず持ち帰る。
運動と 公園の 緑園	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ スパイクでウォーキングコースに入らない。 ○ 掃除道具を使用した後は、元の位置に戻す。 ○ Bコート 野球、ソフト禁止 ※少年ソフト、少年軟式野球、スローピッチソフト、シニアソフトについて、条件を付して貸出 ○ ゴルフ禁止 ○ バックネットに向かって、ボールを投げたり、蹴ったりしない。
南公園	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ手洗いの蛇口閉め忘れや、中に入り込んだボールの回収忘れがないよう気をつける。 ○ 使用したブラシ、レーキは元の場所に戻す。(移動させない)
時津 中学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用後の後片付け、清掃、整備をしっかりとる。 ○ トイレの使用はマナーを守る。
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物がないよう最後にしっかり確認する。 ○ 全ての扉が施錠されているか確認する。 ○ 使用後はモップをかけ、ごみは体育館内のごみ箱へ捨てる。 ○ 施設を破損した場合は、翌日必ず学校へ連絡する。
鳴北 中学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみは持ち帰る。
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸締まり、消灯を確実にやる。 ○ 使用した道具は元の場所に片付ける。 ○ 使用後はフロアの清掃を行う。 ○ 体育館シューズと下足の区別をつける。 ○ ステージに上がらない。
	運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫、トイレの消灯を確認する。
時津 小学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ(ペットボトル、レジ袋等)は必ず持ち帰る。 ○ 休日に出勤する職員のために、掲示板付近は3台分空けておく。
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓の施錠を徹底する。特に2階ギャラリーの窓は気をつける。 ○ トイレ使用はマナーを守る。(きれいに使う・スリッパを揃える) ○ 消灯確認を確実にやる。(倉庫、トイレ。特に多目的トイレ) ○ ステージに子どもを登らせない。
	運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨天時などでグラウンドの状態が悪いときは使用しない。 ○ 使用後は必ずグラウンド整備を行う。
北小 小学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設及び施設用具は大切に取り扱い、使用許可を受けていない学校用具は使用しない。 ○ 持ち込んだものは必ず持ち帰る。(ごみ類) ○ 校内では火気厳禁、飲酒禁止、飲食禁止(水分補給用の水類除く)
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館内土足厳禁。必ず室内用シューズに履き替える。 ○ 使用後はモップ拭きし、使用器具等を整理整頓する。 ○ モップ拭きした後は、ほうき等でごみを集めごみ箱に捨てる。 ○ 玄関前でモップをはたかない。
	運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨後など、運動場の状態が悪いときは使用しない。 ○ 使用後はレーキ・ブラシ等で整地し、使用器具は整理整頓する。
東小 小学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐停車(送迎含む)は、民家に排ガスが向かないようフェンスに前を向ける。(バック駐車禁止)エンジンをかけたままにしない。 ○ 最後の使用者は正門を必ず閉める。
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃後は用具をきちんと片付ける。 ○ トイレのスリッパはきちんと並べる。 ○ 私物を靴棚に置いたままにしない。必ず持ち帰る。 ○ 倉庫内で子どもが遊ばないように注意を向ける。
	運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用後は必ずグラウンド整備を行う。 ○ トイレ使用はマナーを守る。(汚した場合は清掃する。)
鳴鼓 小学校	共	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設、備品を破損したり、または不具合が発生した場合は学校へ連絡する。
	体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館に私物を置かないこと。必ず持ち帰る。 ○ 試合などで他の団体と使用したときは、使用上の注意や片付けを徹底するよう呼びかける。
	運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨天時などでグラウンドの状態が悪いときは使用しない。

9. 令和8年度 行事予定表

日付	曜	行事名	日付	曜	行事名
4月9日	(木)	中学校入学式	11月 日	()	とぎつみんなで歩こうデー
4月10日	(金)	小学校入学式	12月 日	()	学校施設一斉清掃 (予定)
5月31日	(日)	ふれあいソフトボール大会	12月29日	(火)	全施設休館日
6月28日	(日)	町民バレーボール大会	1月 3日	(日)	
10月4日	(日)	町民体育祭	3月 日	()	中学校卒業式
			3月 日	()	小学校卒業式

10. スポーツ安全保険の加入について

この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動・地域活動等を行う4名以上のグループを対象として、往復途上も含めたグループ活動中の障害事故及び賠償責任を負う事故を補償するものです。また、心臓マヒなどの突然死に対して葬祭費用が支払われます。

団体活動を行う4名以上の団体であれば、年齢、活動内容により加入者毎に加入区分を選択のうえ加入できます。ですから、大人、子どもが混在の団体であっても、1団体として合計4名以上であれば加入できます。事故はいつ起こるか誰にも予測できません。万が一の時に備えて、必ず加入してください。**※施設設備等の破損事故が増加しています。保険対応できず実費負担となるケースもありましたので、各団体で保険内容を確認し、できるだけ事故、ケガがないように活動ください。**

【加入に関する問合せ先】

〒852-8118 長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内
(財)長崎県スポーツ協会内 (財)スポーツ安全協会長崎県支部 TEL:095-845-2926

【加入区分・掛金・補償額】

区分	対象団体	年間掛金 (1人あたり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
A1	子どもの団体 (中学生以下)	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
C	スポーツ活動 64歳以下	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
B	の指導・審判 (大人) 65歳以上	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		

※ 令和8年4月1日と掛金の支払手続きを行う日のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

※ 詳しくは「スポーツ安全保険のあらまし」の重要事項説明書をご覧ください。

【受付期間】 令和8年3月1日から令和9年3月30日まで

【補償期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【事故連絡】 〒812-8705 福岡市博多区網場町3-3

東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー

Tel: 0120-789-095 (フリーダイヤル)

092-281-8375 (福岡)

FAX: 092-281-8199 (福岡)

※ 傷害・対物破損(窓ガラス等)は、事故の大小に関わらず上記へ連絡して指示を受けてください。

また、教育委員会(海洋センターについては、海洋センター事務所)への連絡も必ずお願いします。

11. ジュニアスポーツセミナー

少年スポーツ活動に重要な内容で、年1回程度開催しますので、必ず出席してください。

12. 五つのしおり

「五つのしおり」は青少年の健全育成のため、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組めるように時津町が定めた目標です。

みなさんで「五つのしおり」を実践しま

【五つのしおり】

1. あいさつを大きな声でします。
2. へんじをはっきりいいます。
3. はきものをきちんとそろえます。
4. まわりをいつもきれいにします。
5. 時間をきちんとまもります。